



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月 2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*60 和歌山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則  
(資源管理課)

### ○ 人事委員会規則

\*22 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用  
に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則  
の一部を改正する規則

### ○ 告示

566 平成17年和歌山県告示第905号 (武力攻撃事態等に  
おける国民の保護のための措置に関する法律による指  
定地方公共機関の指定) の一部改正 (危機管理室)

567 特定非営利活動法人の設立認証の申請  
(NPO協働推進課)

568 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定  
介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)

569 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事  
業者の指定 (障害福祉課)

570 三津ノ土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)

571 保安林の指定 (森林整備課)

572 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)

573 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (管理整備課)

### ○ 人事委員会告示

6 平成19年度和歌山県職員採用 I 種試験の実施

### ○ 労働委員会告示

1 あっせん員候補者名簿の公示

## 規 則

### 和歌山県規則第60号

和歌山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次  
のように定める。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

和歌山県内水面漁業調整規則 (平成16年和歌山県規則第5  
5号) の一部を次のように改正する。

第28条第1号イ中「伊都郡高野口町大字小田」を「橋本市  
高野口町小田」に改め、同号ロ中「那賀郡那賀町」を「紀の  
川市」に改め、同号ハ中「那賀郡岩出町」を「岩出市」に改

め、同号ヘ中「美里町大字今西涌の上」を「紀美野町今  
西」に改め、同号ト中「野上町」を「紀美野町」に改め、  
同号チ中「那賀郡貴志川町」を「紀の川市貴志川町」に改  
め、同条第2号イ及びロ中「清水町」を「有田川町」に改  
め、同号ハ中「金屋町岩野河」を「有田川町大字岩野河」  
に改め、同号ニ及びホ中「吉備町」を「有田川町」に改め、  
同条第3号イ中「日高郡龍神村大字甲斐の川」を「田辺市  
龍神村甲斐の川」に改め、同号ロ中「日高郡龍神村大字福  
井」を「田辺市龍神村福井」に改め、同号ハ中「日高郡龍  
神村大字上柳瀬」を「田辺市龍神村上柳瀬」に改め、同号  
ニ中「美山村」を「日高川町」に改め、同号ホ及びヘ中  
「中津村」を「日高川町」に改め、同号ト中「川辺町」を  
「日高川町」に改め、同条第7号イ中「東牟婁郡本宮町大  
字下湯川」を「田辺市本宮町下湯川」に改め、同号ロ中  
「東牟婁郡熊野川町大字滝本」を「新宮市熊野川町滝本」  
に改め、同号ニ中「東牟婁郡熊野川町」を「新宮市熊野川  
町」に改める。

第29条の表中「川辺町若野」を「日高川町大字若野」に、  
「白浜町大字東富田」を「白浜町富田」に、「日置川町大  
字矢田中曾と字奥地との境界」を「白浜町矢田」に、「日  
置川町大字矢田と大字田野井」を「白浜町矢田と田野井」  
に、「日置川町大字大古字下杣場と字秋場前との境界」を  
「白浜町大古」に、「日置川町安宅と大字塩野」を「白浜  
町安宅と塩野」に、「古座川町古田」を「串本町古田」に  
改める。

別記第1号様式の (1) を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

その 1

代 表 者 選 定 届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)

住 所  
氏 名 ( 同 上 ) (印)

住 所  
氏 名 ( 同 上 ) (印)

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから、届け出ます。

記

代表者 住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称)

その 2

代 表 者 変 更 届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)

住 所  
氏 名 ( 同 上 ) (印)

住 所  
氏 名 ( 同 上 ) (印)

下記のとおり 年 月 日届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者  
を変更したから、届け出ます。

記

旧代表者 住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称)

新代表者 住 所  
氏 名 ( 同 上 )

別記第1号様式の(2)を削る。

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第3号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第4号様式中「別記第4号様式」を「別記第4号様式(第5条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第5号様式(第7条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第6号様式中「別記第6号様式」を「別記第6号様式(第9条関係)」に改める。

別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式(第14条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式(第15条関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第9号様式中「別記第9号様式」を「別記第9号様式(第31条の2関係)」に、「殿」を「様」に改める。

別記第10号様式中「別記第10号様式」を「別記第10号様式(第31条の2関係)」に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第 1 1 号様式 (第 3 2 条関係)

特別採捕許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項  
和歌山県内水面漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
  - (1) 船 名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
  - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 (種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

別記第12号様式中「別記第12号様式」を「別記第12号様式(第32条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第22号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月17日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項の」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第566号

平成17年和歌山県告示第905号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「紀州鉄道株式会社」の次に「和歌山電鐵株式会社」を加え、「相互タクシー株式会社」及び「熊野観光バス株式会社」を削る。

和歌山県告示第567号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年6月4日まで縦覧に供する。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日  
平成19年4月4日
- 名称  
特定非営利活動法人あかり
- 代表者の氏名  
北井竹溥
- 主たる事務所の所在地  
海南市下津町方453番地
- 定款に記載された目的  
この法人は、障害を持つ人々に対して、能力及び適性に応じ、住み慣れた地域で安心した生活を営むことが出来るよう、「働く場の提供」をするとともに、必要な支援をおこない、地域福祉に根ざした活動を持って誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第568号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071500361	社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	成川守彦	デイサービスセンター愛宕苑	有田市港町9-1	通所介護・介護予防通所介護	平成19.4.10 平成25.4.9

3071500387	社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	成川守彦	特別養護老人ホーム愛宕苑	有田市港町9-1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成19.4.10 平成25.4.9
------------	-----------	-----------	------	--------------	----------	-----------------------	-----------------------

和歌山県告示第569号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010101669	ホームヘルパー雪うさぎ	和歌山市岩橋691-2 1F-N号室	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	合同会社雪うさぎ	和歌山市岩橋691-2 1F-N号室	平成19.4.1	平成25.3.31
3011400227	訪問介護サービス・こころ	海南市下津町塩津580番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社こころ	海南市下津町大崎839番地3	平成19.4.1	平成25.3.31
3011600115	サンライズケア広川	有田郡広川町広496-5番地	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社優心の郷	有田市辻堂656番地3	平成19.4.1	平成25.3.31
3012300269	障害児者支援センター虹	新宮市蜂伏13番43号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市蜂伏13番43号	平成19.4.1	平成25.3.31

和歌山県告示第570号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三津ノ土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	森計章	新宮市熊野川町棕井30番地
理事	陰地恒清	新宮市熊野川町日足1141番地
理事	森正道	新宮市熊野川町能城山本213番地
理事	南本安信	新宮市熊野川町能城山本137番地
理事	中根壽男	新宮市熊野川町日足535番地
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地
監事	真砂太	新宮市熊野川町日足766番地
監事	阪本隆	新宮市熊野川町能城山本52番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	森計章	新宮市熊野川町棕井30番地
理事	陰地恒清	新宮市熊野川町日足1141番地
理事	森正道	新宮市熊野川町能城山本213番地
理事	南本安信	新宮市熊野川町能城山本137番地
理事	下浦浩	新宮市熊野川町日足373番地
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地

監事 真砂太 新宮市熊野川町日足766番地  
監事 岡本堅 新宮市熊野川町日足7番地

和歌山県告示第571号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字楠本字長瀬620の4、631の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長瀬620の4・631の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第572号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年4月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成19年4月25日(水)午前10時00分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 下出喜代彦
- (2) 住所 有田郡広川町大字唐尾359
- (3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (4) 許可番号 第159号・第160号
- (5) 許可船舶 漁船第一 永宝丸(WK2-4009)  
漁船第二 永宝丸(WK2-4010)

和歌山県告示第573号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を田辺市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成19年4月17日

文里港港湾管理者和歌山県  
代表者

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- (2) 名称 田辺市
- (3) 代表者住所 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川291-136
- (4) 代表者氏名 田辺市長 真砂充敏

2 埋立区域

- (1) 位置  
和歌山県田辺市文里一丁目736番59,同市文里二丁目1

310番、1311番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和54年5月31日付け和歌山県指令港第217号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.00メートルにより決定)及び⑧の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 田辺市文里二丁目1302番 No.18 3級基準点(北緯33度43分11秒、東経135度23分06秒)から148度51分28秒 574.09メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から241度52分33秒 134.38メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から331度52分33秒 3.45メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から292度26分46秒 71.61メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から30度00分16秒 176.66メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から300度00分16秒 80.00メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から30度00分16秒 50.01メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から142度43分08秒 243.51メートルの地点

(3) 面積 21,838.36平方メートル

3 埋立地の用途

保管施設用地、道路用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成13年1月15日和歌山県指令港第365号

5 しゅん功認可年月日 平成19年4月6日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成19年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成19年4月17日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

平成19年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	39人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
総合土木職	11人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務



建築職	5人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理等の業務
電気職	3人程度	知事部局等における電気設備等に関する施工及び保守管理等の業務
機械職	1人程度	知事部局等における機械設備等に関する施工及び保守管理等の業務
化学職A	3人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B	1人程度	警察本部又は警察署等における鑑定、検査及び研究等の業務
農学職	8人程度	知事部局等における農業又は畜産に関する指導及び普及・試験研究等の業務
林学職	8人程度	知事部局等における森林政策、林業・木材産業の指導及び森林土木事業の施工監理等の業務
水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務
学校事務職	3人程度	県立学校又は市町村立小中学校における事務
警察事務職	10人程度	警察本部又は警察署等における事務

※総合土木職は、従来の土木職と農業工学職を統合した試験区分である。

2 受験資格

- (1) 次のアからウまでのうちいずれかの要件を満たす人
- ア 昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人
  - イ 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

試験の方法		配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1000点	公務員として必要な一般知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答主とする。 ア 選択解答出題分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）25題を必須解答とする。	2時間30分
	専門試験 (択一式)		試験区分に応じた専門知識及び能力についての筆記試験 40題を必須解答とする。ただし、総合土木職のみ、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。	2時間
第2次試験	論文試験	1600点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験	1時間30分
	面接試験		人物、能力、性格等についての個別面接及び集団討論（集団討論は一般行政職のみ）	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(1) 試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
一般行政職 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良等
建 築 職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等

電 気 職	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
機 械 職	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作等
化 学 職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農 学 職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
林 学 職	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等
水 産 職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成19年6月24日(日)午前9時	和歌山市田辺市	平成19年7月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成19年8月上旬	和歌山市	平成19年8月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局  
 和歌山県パスポートセンター  
 各振興局総務室  
 海草振興局建設部海南工事事務所  
 東牟婁振興局申本建設部総務管理課  
 和歌山県東京事務所  
 わかやま喜集館  
 和歌山県名古屋観光センター  
 和歌山県警察本部警務課  
 県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成19年5月7日(月)から受付を開始し、平成19年5月18日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年5月1日(火)午前10時から平成19年5月11日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験することができないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごと

に作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成20年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね176,800円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成19年度は、特例措置により1%減額されている。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成19年4月17日

和歌山県労働委員会会長 吉澤義則

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成19年4月4日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
吉澤義則	弁護士	27期～36期公益委員 31期～35期会長代理 36期～会長	S.60.4.2
有田佳秀	弁護士	36期公益委員 36期会長代理	H.18.3.17
羽山京子	アナウンサー	32期～36期公益委員	H.9.12.15
島本隆生	(元)和歌山県農林水産部長	35期～36期公益委員	H.16.3.17
石橋賢勇	和歌山大学教授	36期公益委員	H.18.3.17
水野八郎	弁護士	25期～35期公益委員 27期会長代理 28期～35期会長	S.55.10.17
髙嶋雅明	広島経済大学教授	33期～35期公益委員	H.12.1.18
梅本博文	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	33期～36期労働者委員	H.12.1.18
瀧壽行	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	34期～36期労働者委員	H.14.2.27
森本徳積	日本労働組合総連合会和歌山県連合会顧問	34期～36期労働者委員	H.14.10.11
播野幸造	(元)UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	34期～36期労働者委員	H.15.2.17
古谷紀勇	和歌山県電力総連会長	34期～36期労働者委員	H.15.2.17
髙橋義典	住友金属和歌山労働組合組合長	36期労働者委員	H.19.3.28

ないとうたかあき 内藤高明	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	36期労働者委員	H.19.3.28
しおししげかず 塩路茂一	和歌山県経営者協会専務理事	31期～36期使用者委員	H.7.11.10
かたむらかつひと 川村克人	株式会社イーストアジア・コーポレーション取締役社長	32期～36期使用者委員	H.10.6.24
あさひろと 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社取締役社長	34期～36期使用者委員	H.14.2.27
こたけえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役	35期～36期使用者委員	H.16.3.17
うじけんいち 宇治健一	株式会社サンライズ代表取締役社長	36期使用者委員	H.18.3.17
おきひろあき 尾崎博昭	きのくに信用金庫副理事長	34期～35期使用者委員	H.14.10.11
こぼりもとじ 小堀基二	労働委員会事務局長		H.19.4.4
こたけえいぞう 小谷敏仁	労働委員会事務局総務課長		H.19.4.4
あきりたけし 浅利武	労働委員会事務局審査調整課長		H.19.4.4
まつたあきお 松谷秋男	労働委員会事務局総務課副課長		H.18.4.13
いけえいぞう 池尾英之	労働委員会事務局審査調整課副課長		H.17.4.28
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H.19.4.4